

審議会等の会議結果報告書

【担当課】市民環境部 自治・協働課

会議の名称	令和8年度 第1回茅野市公民館運営審議会		
開催日時	令和8年6月25日（木） 午前9時～午前10時15分		
開催場所	茅野市中央公民館 1階 第1会議室		
出席者	藤田とし子議長 横井幸子副議長 松倉和恵委員 有賀麻衣子委員 島立幸男委員 松下雅子委員 鵜飼恭子委員 両角修委員 五味清美委員 伊藤清子委員 東浦一雄委員 柳澤美奈委員 守屋市民環境部長 宮下自治・協働課長 小島中央公民館長 五味公民館係長 上田主査		
欠席者	山田教育長、澤井久一委員、矢崎昌彦委員、王谷洋平委員		
公開・非公開の別	公開 ・ 一部非公開	傍聴者の数	0人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容		
副議長	1 開会 ただいまから令和8年度第1回茅野市公民館運営審議会を開会します。はじめに、議長からあいさつをお願いします。		
議長	おはようございます。体制が変わりまして初めての会議ですので、皆様より自己紹介の時にごあいさついただきます。公民館運営審議会は社会教育法の第29条に基づいた重要な会議であります。皆様はそれを自覚しご発言ください。組織の件については後程ご説明があると思います。また、公民館運営審議会についての資料もありますので、よくお読みください。そして、活発な発言をお願いします。本日はよろしくお願いいたします。		
議長	2 委嘱書交付 公民館運営審議会委員については、社会教育法の規定により教育委員会が委嘱することとなっています。本年度からお勤めいただく委員2名につきましては、本日は教育長が欠席のため、中央公民館長から委嘱書をお渡しいたします。順番に席を回ってお渡ししますので、その場でご起立の上お受け取りください。 (委員2名に中央公民館長より委嘱書を手渡す)		
議長	3 教育長あいさつ（教育長欠席のため省略）		
議長	4 自己紹介 それでは今年度初めての会議になり、新任の方もおりますので、名簿順に自己紹介をお願いいたします。 (各委員より自己紹介、欠席委員について議長より紹介)		
市民環境部長	4月から市民環境部長として着任しました守屋と申します。昨年度まで公民館は生涯学習部でしたが、組織改正により市民環境部へ移っております。市民		

	環境ということで、市民に一番近い部署を抱えている部署でございます。区・自治会も所管している部署になり、各区の分館活動や地区公民館の活動について、区・自治会と一体的に地域を支えていく目的で組織改正をいたしました。公民館の理念を変えるということではなく、それをいかに地域に浸透させていくかを目的にしていきたいと思います。私事ではありますが、20年ほど前に青少年育成の社会教育に関わっており、その際に公民館と一緒に仕事をさせていただきました。その当時から、茅野市の公民館というのは本当に歴史と文化がございます。そういったものをいかに地域で繋げていくか、そういったことを皆さんでご審議いただけたらと思います。本日はよろしくお願ひいたします。
自治・協働課長	皆様おはようございます。自治・協働課長の宮下と申します。昨年までパートナーシップのまちづくり推進課という、ゆいわーく茅野と各地区のコミュニティセンターを所管していた部署の課長だったのですが、4月から中央公民館も一緒になって自治・協働課ということで新しいスタートを切っております。部長が申し上げた通りではありますが、公民館運営協議会の皆様と様々なお話をしていきたいと思っておりますので、一年間よろしくお願ひいたします。
中央公民館長	皆様おはようございます。4月から中央公民館に勤めております。皆様には大変お世話になります、よろしくお願ひいたします。
事務局	(事務局職員より自己紹介)
議長	ありがとうございます。私も少し混乱していたのですが、前回の会議の議事録が届いたと思いますが、パートナーシップのまちづくり推進課という課がなくなって、自治・協働課になったということです。本年度もよろしくお願ひいたします。
事務局	5 会議の公開について (資料1)に基づき会議の公開及び非公開事項について説明) 本日の会議については公開とし、一部非公開とすることを決定します。
事務局	【審議会の成立報告】 茅野市公民館運営審議会規則第3条に規定により、委員15名中12名が出席しており会議は成立しています。傍聴者はありません。
中央公民館長	6 茅野市公民館運営審議会の役割について (資料2)に基づき、公民館運営審議会委員とは、公民館運営審議会 関係法令・条例・規則集(抄)、茅野市公民館運営審議会規則を説明) (※質問、意見等なし。)
議長	7 協議事項 (1) 令和8年度公民館事業計画(案)・予算について それでは、次第に沿って会議を進めてまいります。協議事項(1)令和8年度公民館事業計画(案)・予算について、事務局から説明をお願いします。
自治・協働	(資料3-1)に基づき、事業計画(案)について説明)

課長	
事務局	(資料 3－2)に基づき、事業の予算について説明)
議長	何かご質問等ございますか。
委員	令和 7 年 10 月から公民館使用料を新しく設けておりますが、利用人数については増減等ありますでしょうか。
事務局	先日の令和 8 年度 6 月議会でも類似の質問がありました。まだ 1 年間経っておりませんので、年間を通しての数字は算出できませんが、令和 6 年度の 10 月から 3 月と、令和 7 年度の 10 月から 3 月を比べた数字は算出しております。人数で申しますと、令和 6 年度の下半期が 19,897 人、令和 7 年度の同時期が 20,365 人ということで、500 人弱増えている結果が出ております。また、今回社会教育関係団体の利用が基本的に有料になりましたが、その利用状況としては、令和 6 年度の下半期が 1,394 件の利用、有料になった令和 7 年度の同時期が 1,386 件と大きな変化はないと受け止めております。
議長	この数字には地区コミュニティセンターは含まれますか。
事務局	含まれておらず、中央公民館のみの数字になります。
議長	地区コミュニティセンターを使用している方も多いと思いますが、ゆいわーく茅野はどのような状況でしょうか。
事務局	ゆいわーく茅野につきましても、同様にさほど大きな数字の変化はない状況と伺っております。ただ、まだ半年しか比較できない状況ですので、年間を通しての数字が算出できたら変わる部分があるかもしれません。
委員	館を運営している上で何か大きな課題はありますか。例えば団体の方とのコミュニケーションなど。
事務局	使用料の改定について、この審議会でお話させていただいた際に、特定の団体が独占的に利用してしまうことはないかというご意見をいただきました。実際には今のところ影響はないと考えております。今まで「週 1 回につき 4 時間まで無料」というルールで運営してきたため、同じ団体が長時間部屋を使用し続けている傾向はあるかと思います。少数ですが、そのような利用が最近見受けられます。表立った苦情を頂戴したことはございません。
委員	以前、公民館の認知度が市民のアンケートでは低い状況ではありましたが、新しい組織になってその辺りに対する方針は中央公民館の中で検討されていますか。
自治・協働 課長	例えばゆいわーく茅野の場合ですと、知っていただくという面で、誰でも来ていただける夏祭りや色々な工夫をしています。公民館でも今行っていることをやり方を工夫し、ゆいわーく茅野の取り組みも参考にさせていただきながら進

	めていきたいと思います。課内や施設間での情報交換のできる横断的なプロジェクトも進めておりますので、何かしら目に見える形で対応していきたいと思っています。
議長	中央公民館はいらないという意見が多く、ショックだったと当時の審議会では言っていましたね。
中央公民館館長	具体的なことは中央公民館の中で検討しますが、部長が申し上げたとおり、組織が変わって、今まで区・自治会はパートナーシップのまちづくり推進課、公民館は生涯学習課の中央公民館と担当していましたが、今後は踏み込んでいき、区・自治会も分館も一緒に支援していくということになりました。では具体的にどうするかと申しますと、各地区運営協議会の会長や区長会長、分館長主事連絡会長など、様々な立場の方からもご意見を伺いまして、それぞれの区・自治会にある分館、各地区の公民館、中央公民館もより活動していくにはどうしたらよいか模索していきたいと思っています。事業のPRは公民館報やホームページ等で引き続き行って参りますが、根本的に何が公民館の活動なのかということにも踏み込んで考えていく必要があるのではないかと考えております。
委員	私は20代から公民館の講座に参加させていただいて育ってきた人間ですので、公民館活動は重要であると思っております。ぜひよろしくお願いいたします。
中央公民館館長	茅野市芸術文化協会とも連携して活動していきたいと思っています。
委員	確認ですが、各地区のコミュニティセンターや公民館、そして中央公民館はすべて市民から利用料をいただいているということでしょうか。
自治・協働課長	各地区のコミュニティセンターについては、地域のコミュニティ活動については使用料を全額免除しています。例えば、各地区のコミュニティ運営協議会などは、市からお願いして立ち上げていただいた経過もあり、全額免除としています。
委員	ありがとうございます。例えば地域づくりをしていく上で、市内の団体でも各地区のコミュニティセンターを使いたい場合、使用料はかかるわけですね。そして、使用する前には各施設に団体を登録する申請が必要ですね。ゆいわく茅野の登録団体や中央公民館の既存の社会教育関係団体、新しく活動したい団体などの扱いはまだ統一できていないと思うのですが、団体を認定するにあたって統一化はできないのでしょうか。
自治・協働課長	令和7年10月の使用料改定に関わって、中央公民館の社会教育関係団体とゆいわく茅野の登録団体を一元化できないかという議論もありますし、各地区のコミュニティセンターのこともありますので、当課としては3つの種類の施設がある状態です。そのため、利便性向上という意味では課内で検討の余地があると考えています。例えば、今回の使用料改定に向けて、利用していただ

	きやすく変更していくことができたと思います。どうしても施設ごとの目的や歴史が異なりますので、担当課が一緒になったから一気に統一するということころまでは辿り着いていない状況です。
委員	今後の検討は市で行われるということでしょうか。
自治・協働 課長	公民館運営審議会でお話したり、ゆいわーく茅野は運営委員会でお話したりすることになると思います。ゆいわーく茅野は建設当初からどういう基準で利用を認めていくかなど検討してきた経過もありますので、先程から申し上げておおり、例えば統一するにしてもすぐに行くという訳には参りませんので、協議しながら使いやすく分かりやすくしていきたいと思います。
委員	時期については未定ということでしょうか。
自治・協働 課長	この後にも出ますが、認定の基準についても皆さんとお話していきたいと思います。公民館はこういう基準、ゆいわーく茅野はこういう基準、ということもお互いに情報交換しながら関係する委員の方々とお話をしていきたいと思っています。どうしても行政だけで決めて、皆さんが使いづらいということになってしまっはいけませんので。
議長	3月の時に出了た話ですので、3ヶ月経ってどのくらい話が進んでいますか。
自治・協働 課長	各施設に長い歴史があって、急には難しい状況です。
議長	社会教育関係団体は、中央公民館は半額免除を受けて使用していますが、各地区のコミュニティセンターでは全額免除になるのですか。
自治・協働 課長	各地区コミュニティセンターにおける社会教育関係団体の使用料は、中央公民館を使用する際と同じで半額免除が適用されます。
議長	今までは全額免除でしたよね。各地区のコミュニティセンターというのは、人によっては自分たちの住む地区のコミュニティセンターと思っている場合もあります。そこを借りるのにはコミュニティセンター所長の許可があれば使用して良い状態でしたが、令和7年以降は、コミュニティセンターを使いたい団体が社会教育関係団体に該当すると思われる団体の場合は、茅野市公民館運営審議会では社会教育関係団体と認められるかを審議しています。今後はどのようなになりますか。
自治・協働 課長	各地区にコミュニティ運営協議会という組織があり、そこに所属している団体については、各地区コミュニティセンターの使用料はこれまでどおり全額免除になります。しかし各施設に個別の条例があり、この場合は半額免除にする、この場合は全額免除にする等、それぞれの施設の主旨や目的に沿って決まったものがありますので、それに基づいて運営しています。令和7年10月の使用料改定では、今まで全額免除だったものの多くは半額免除としましたが、各地区のコミュニティセンターではまだ全額免除の要件を他の施設に比べ広く残

	していることもあります。ただ、社会教育関係団体だけで考えますと、中央公民館と各地区のコミュニティセンターの使用料についてのルールは同じで、半額免除となります。地域の活動と分けています。
議長	各地区で活動されている方たちは、社会教育関係団体のような申請をしないと使えない訳ですよ。
事務局	いえ、使えない訳ではありません。
議長	ですが、所長の許可があれば使えたところ、令和7年10月以降、各地区でのみ活動していた団体に対して、社会教育関係団体として審議を経て認定するようになったのは何のためでしょうか。
中央公民館長	社会教育関係団体は、市内に10ある各地区のコミュニティセンターを使用する際は、中央公民館を使用する際と同じく、半額免除の使用料を適用して使用していただけます。各地区のコミュニティセンター所長が許可して全額免除にするのではなく、社会教育関係団体としてであれば、中央公民館での利用と同じく各地区のコミュニティセンターの利用の際も半額免除にしましょうという見直しです。課長が先程申し上げたのは、区長会や日赤奉仕団などの地域に奉仕する団体の活動は全額免除にするということです。
議長	そういうことであれば、地域に奉仕するという面では社会教育関係団体も同じではないでしょうか。
中央公民館長	社会教育関係団体ではない、仲間内だけで活動する団体については、営利目的、政治や宗教に関する利用はできませんが、通常の使用料金設定額をお支払いいただければ使用できます。社会教育関係団体については、その門戸を広く開いていることや、地域に貢献するなどの要件がございますので、半額免除ということで中央公民館の扱いと同じく各地区のコミュニティセンターでも取り扱っております。
議長	各地区で活動されている小さい団体について、昨年、社会教育関係団体としての申請が色々ありましたが、使用料改定前の無料で使っていた時期にも色々申請がありましたが、これはどういうことでしょうか。
中央公民館長	おそらくコミュニティセンターでの使用料を半額免除にすることを見込んで申請したのではないかと思います。
市民環境部長	根本的なことをお話しすると、無料で使用できる施設というのは当市にはあまり存在しておりません。無料という言葉を使用すると分かりにくいのですが、減免や免除ということでご確認ください。先程も申し上げましたが、公民館には長い歴史があり、法律もございます。公民館とゆいわく茅野では生い立ちが異なりますので、3ヶ月ではなかなか検討が終わらないというのが実情です。公民館の運営審議会の委員の皆様と、ゆいわく茅野の運営委員の皆様と膝を交えるようなことをしていく中で、一緒にしたり異なる部分を見つけることなど、これからさせていただきたいと思います。役所の組織で言いますと、

	市長部局と教育委員会で縦割りだった部分が、市長部局に統一されたことで、我々とするとは非常に仕事がしやすくなった部分がございます。いただいたご意見を基に、事務局等々とも打ち合わせ進めていきたいと思います。私の見立てですが、公民館の方が文化芸術の面において様々なことを進めてきたのを感じています。ただ、ゆいわーく茅野も同じ当市の施設ですので、一緒に考え見出していける部分があると思いますので、皆様からご意見等を頂戴できればと思います。
議長	前館長さんも生涯学習課長さんも、「これから見出してください」という言い方で去っていかれたので、承知しました。
市民環境部長	社会教育というのは非常に良いことでありまして、社会と結びついております。そこを踏まえてずっと活動してきた公民館が、たまたま組織的に教育委員会にあったというだけであって、その理念というのは広い社会に結びついているように感じました。今では社会での考え方が変わってきていますが、公民館の理念とも照らし合わせて、皆様のお知恵をお借りしながら一緒に活動できればと思います。
議長	審議会の委員たちも新しい考えを入れて、段々に交わっていけるようにできればと思います。その他に質問等ございますか。(特になし)
議長	(2) 社会教育関係団体等の認定について ここで、会議を非公開とします。
議長	ここで会議を公開とします。
議長	(3) その他 視察研修について 続いて、(3) その他の視察研修についてお願いします。
中央公民館長	毎年9月下旬の第2回の審議会の後に、日帰りで視察研修を行っております。行事が立て込んでいる関係で、日付を9月30日(水曜日)とさせていただきたいと思います。会議後に視察へ向かう予定です。具体的な場所ですが、事務局で選定させていただきたいと思います。先進地や特色ある活動をしている場所を選定したいと思います。委員の皆様には平日で恐縮ですが、よろしくお願いいたします。
議長	皆様ご予定ください。何かご質問ありますか。(特になし) それでは、事務局案でご検討をお願いいたします。
議長	8 その他 その他、全体を通して何かありますか。今日についてのこと、今後のことなど、一言ずつ簡単にどうぞ。
委員	ありがとうございます。組織が一緒になりましたが、まだあまり変化は感じられないかなと思います。「一緒になって便利になったね」と市民に思っただけのようになればと思いますし、ご協力していきたいです。

委員	分館活動にご協力いただけるということで、ぜひよろしくお願いします。
委員	使用料は、方針を切り替える時に喧々諤々としませんが、慣れてしまえば当たり前になるのかなと思いました。
委員	組織が一本化したことで、私たち委員も混乱している部分があると思います。私の意見ですが、焦って変えるよりは、時間をかけて、良いものにしていただきたいと思います。中央公民館、ゆいわーく茅野、各地区のコミュニティセンターとすり合わせをよく行っていただきたいと思います。社会教育関係団体とゆいわーく茅野の登録団体の基準を一本化するのは至難の業だと思いますが、できるだけ分かりやすくしていただきたいなと思います。
委員	そもそも、施設ごとに始まった経過が異なるので、すり合わせが難しいことは分かりますし、良い意味で変えていただきたいと思います。また、一緒になったことを、これからも周知を続けていただきたいと思います。
委員	社会教育法の関係もありますので、公民館は茅野市の組織上は区行政の担当課と一緒にになったのですが、公民館らしさを忘れないようお願いします。
委員	公民館で使用料を取ることは最初驚きましたが、時間が経って段々慣れてきました。皆それぞれ考えて、3時間予約していたところをダラダラせずに2時間だけの使用にするなど工夫しています。中央公民館が多少でも使用料で潤えばいいなと思います。また、中央公民館とゆいわーく茅野を両方使用していますが、こちらの施設の方が威厳があるような感じがします。ゆいわーく茅野では高校生が勉強などしていますが、ここは少し厳かな気がします。ゆいわーく茅野を建設する際に、私も公民館関係者の立場から関わらせていただきましたが、あそこは開放されていて、気軽にコーヒを飲んだり食べたりできるような形を目指したため、施設にカフェを入れる話が出ていました。時代と共に考え方は変わるものですから、あれはあれで良いのかなと思っています。
委員	この会議室の隣のロビーで、現在、美研展を行っております。私は出品しておりませんが、この数年で非常に表現のレベルが上がっております。ぜひご覧になっていただきたいと思います。
委員	子どもたちにとっても、地域のコミュニティセンターや公民館というのは身近なものでありますので、これから色々お話を伺っていききたいなと思います。
委員	初めてこの会議に出席させていただきました。学校は学校教育という立場で毎日子どもたちと関わっておりますが、皆、下校すると学校から地域に帰る訳で、地域の皆様と一緒に子どもを育てていきたいなと思います。色々な公民館や地域のイベントのチラシ等いただいて、学校で配布したり配信させていただいております。また、中学生なら何か役を任せただけなら貢献できることもあるかと思うので、それぞれの成長段階に応じて地域の方たちと繋がる活動を学校でも考えていきたいと思いますし、色々な企画に繋がっていけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

議長	9 閉会 貴重なご意見いただきありがとうございました。本日の議題は全て終了しました。それでは、閉会のあいさつを副議長からお願いします。
副議長	以上を持ちまして令和8年度第1回茅野市公民館運営審議会を閉会します。 ～午前10時15分 会議終了～